

平成29年分

「市・県民税の申告」「所得税の確定申告」が始まります

平成29年分の申告受付が始まります。

平成30年1月1日現在、市内に住所がある人で、下記の「申告が必要な人」は、平成29年1月～12月の1年間に得た所得について申告が必要です。期限内に申告を済ませましょう。

照会先 税務課市民税係 ☎23-8893

申告が必要な人

下記以外でも申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

主な収入が給与の人（パート、アルバイトの人も含みます）

- 給与収入の合計額が2,000万円を超える人
- 給与を2カ所以上からもらっている人
- 給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えている人

確定申告が必要です

- 勤務先から市へ、給与支払報告書の提出がされていない人
- 給与や退職以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

主な収入が農業や営業の人、不動産による所得がある人

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えている人

確定申告が必要です

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えない人

市・県民税の申告が必要です

収入がなかった人

- 課税所得証明書などの証明書の交付が必要な人
- 国民健康保険税の軽減の対象になる人

市・県民税の申告が必要です

主な収入が年金の人

所得税の確定申告が不要の人で、扶養控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

- 公的年金の収入の合計額が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円を超える人

確定申告が必要です

- 年金所得だけで、新たに各種控除（扶養控除、生命保険料控除等）を受けようとする人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

確定申告で所得税が還付される場合もあります

- ・多額の医療費を支払った人（医療費控除を受ける人）
- ・扶養控除や社会保険料控除などを追加する人
- ・平成29年中に勤務先を退職し、年末調整が済んでいない人

申告書へのマイナンバーの記載が必要になります

申告の際は、申告書へのマイナンバーの記載とともに、本人確認（番号および身元確認）書類の提示または写しの提出が必要です。

市・県民税の申告受付会場と受付時間

市・県民税申告会場	開設期間	時 間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所 武儀事務所、上之保事務所	2月16日（金） ～ 3月15日（木） （土・日曜日を除く）	午前9時～午後5時

市役所の申告会場では、例年、午前中が特に混雑する傾向にあります。混雑状況や申告の内容によって受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

市役所で受付できない所得税の確定申告

市・県民税の申告会場においても、所得税の確定申告の受付ができますが、次の内容の申告をされる方は、アピセ・関で申告してください。

- 土地、家屋などを売られた人
- 山林を売るなどされた人
- 損失の申告をされる人（株式売買など）
- 青色申告をされる人
- 贈与税、相続税などの申告をされる人
- 住宅ローン控除の初回の申告をされる人

申告に必要なもの

認印（スタンプ式などの朱肉を使わない、材質の柔らかいものは不可）

金融機関の口座番号（所得税の還付申告の場合、申告者本人の口座番号が必要です。）

マイナンバー確認書類、またはその写し（①マイナンバーカード、②通知カードおよび運転免許証等の顔写真付きの証明書、③マイナンバー記載の住民票および顔写真付きの証明書 ※①②③いずれか）

「源泉徴収票」と記載された
ものがが必要です。

※例年「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」を持参される人がいらっしゃいますが、「源泉徴収票」以外では申告できませんのでご注意ください。



平成29年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受ける者	住所 または 居所	
	氏名	
	生年月日	
区分	支払金額	源泉徴収税額

※収支のわかる書類（主なもの）

昨年の収入（所得）について	必要書類
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票【原本】
年金をもらっている人	公的年金等の源泉徴収票【原本】
不動産所得、事業（農業も含む）所得がある人	収支を計算した収支内訳書

※次の控除を受ける場合の必要書類（主なもの）

控除の種類	必要書類
医療費控除 （年間10万円または所得の5%のいずれか低い額を超えた額 上限200万円） セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） （特定一般医薬品等購入費の合計額1万2千円 上限 8万8千円） ※いずれも保険金などで補てんされる場合は差し引きます。	下段の「医療費控除が変わります」をご参照ください
社会保険料控除 （国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料）	控除証明書等【原本】（支払った金額のわかるもの）
生命保険料控除 （一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料）	保険料払込証明書【原本】
地震保険料控除 （地震保険料、旧長期損害保険料）	保険料払込証明書【原本】
障害者控除 （本人、配偶者、あなたが扶養している人について、障害者控除の申告をする場合）	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など 要介護認定者に対する障害者控除については、「障害者控除対象者認定書」が必要です。市役所高齢福祉課、または各地域事務所まで手続きをお願いします。
寄附金控除	領収書【原本】

医療費控除が変わります

1、添付書類の見直し

控除を受ける際には医療費の領収書の添付または提示が不要となり、「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。（注）

注1）平成29年分から平成31年分の申告までは従来どおり領収書（原本）によることもできます。

注2）医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

注3）医療保険者が発行する「医療費通知」を提出すると、該当する内容について明細書への記入を省略できます。

（ただし、「被保険者等の氏名」、「療養を受けた年月」、「療養を受けた方の氏名」、「療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称」、「被保険者が支払った医療費の額」、「保険者等の名称」が記載された医療費通知に限ります。）

2、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されました（平成29年1月1日～平成33年12月31日）

健康のための一定の取組をしている方が、平成29年中に特定一般医薬品等（スイッチOTC医薬品）を購入した場合、購入費用の一部が従来の医療費控除との選択により所得控除の対象となります。

（1）控除額

特定一般医薬品等購入費の合計額から1万2千円を差し引いた金額（最高額8万8千円）

（2）申告に必要な書類

①「セルフメディケーション税制の明細書」（平成31年分の申告までは領収書（原本）によることもできます。）

②特例の適用を受ける年分において、申告をされる方が行った「一定の取組」を明らかにする書類（原本または写し）
一定の取組とは・・・

- ・保険者（健康保険組合、国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- ・予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ・勤務先で実施する定期健康診断【事業主健診】
- ・特定健康診査（いわゆるメタボ健診）特定保健指導
- ・市町村が健康増進事業として実施するがん健診

※健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は医療費控除の特例の対象にはなりません。

「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」は市役所税務課に備えてありますが、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からダウンロードすることもできます。また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>）で確認できます。

関税務署からのお知らせ

照会先 関税務署 ☎22—2233

※税務署の電話番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内します。

所得税、消費税および地方消費税の確定申告および贈与税の申告に関するご相談は「0」（平成30年3月15日(木)までご利用できます。）を、国税に関する一般的なご相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されています。

税務署へご提出いただく確定申告書については、平成29年1月から、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認（番号および身元確認）書類の提示または写しの提出が必要です。

「所得税など」「個人事業者の消費税など」「贈与税」の申告会場と受付時間

申告会場	開設期間	時 間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時 (受付終了時間 午後4時)
申告・納付期限は、 所得税と贈与税が 3月15日(木) 消費税が 4月2日(月) です。		

○関税務署（川間町）では、申告書の作成指導は行いません。（申告書の提出のみの方は、関税務署でも受け付けています。）

アピセ・関の申告会場では、パソコンを利用してご自分で申告書を作成していただきます。

（1月4日（木）から4月2日（月）の期間は申告書の作成相談予約は受け付けておりません。）

税理士による無料税務相談所の開設

会 場	開設期間	時 間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月16日(金)～2月28日(水) (土、日曜日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～午後4時

○相談対象者

前年分の所得金額（注）が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成27年分の課税売上高が3,000万円以下の方、給与所得者および年金受給者の方。（ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする方は除きます。）

（注）青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の所得金額

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

申告会場に行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書を作成することができます。初めての方も簡単に操作できますので、ぜひご利用ください。

作成した申告書は、印刷して郵送などにより提出できます。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して送信することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

○復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れのないようご注意ください。

○振替納税をご利用ください。

所得税等・消費税などの納付については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

パブリックコメント募集

市の基本的な制度となる条例を定めたり、重要な政策を定める計画を立てたりする場合は、あらかじめ市民の皆さんに、その案や考え方、ねらい、主な内容などを公表します。

広く市民の皆さんからご意見をいただき、そのご意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を条例や計画などに反映させることで、よりよい行政を目指します。

どうぞお気軽にご意見をお寄せください。



照会先 企画政策課 ☎23-7014

関市第5次総合計画基本計画(案)

平成30年度から10年間の関市のまちづくりの具体的な方向性を定める「関市第5次総合計画基本計画(案)」に対する意見を募集します。

- 募集期間 2月9日(金)～3月12日(月)
- 照会・提出先 企画政策課
(☎23-7014 ☎23-7744)
✉ kikaku@city.seki.lg.jp

第5期関市障がい福祉計画および第1期関市障がい児福祉計画(案)

平成30年度から3年間の「障がい福祉計画および障がい児福祉計画(案)」に対する意見を募集します。

- 募集期間 2月28日(水)まで
- 照会・提出先 福祉政策課
(☎23-9032 ☎23-7748)
✉ fukushi@city.seki.lg.jp

関市災害廃棄物処理計画(案)

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、早期の復旧・復興に寄与することを目的とした計画に対する意見を募集します。

- 募集期間 2月1日(木)～3月2日(金)
- 照会・提出先 生活環境課
(☎23-6733 ☎23-7750)
✉ kankyo@city.seki.lg.jp

関市空家等対策計画(案)

適切に管理されていない空家等が増え、防災、衛生、景観などの面から、市民生活に深刻な影響をおよぼしています。このため、空家等の対策を推進するための基本となる考え方や施策の方針などを明らかにする「関市空家等対策計画(案)」に対する意見を募集します。

- 募集期間 2月1日(木)～3月2日(金)
- 照会・提出先 都市計画課
(☎23-7804 ☎23-7746)
✉ toshikeikaku@city.seki.lg.jp

関市女性活躍推進計画(案)

働きたい女性の思いを叶え、働く女性が活躍できる社会実現のため、市内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の計画に対する意見を募集します。

- 募集期間 2月1日(木)～3月2日(金)
- 照会・提出先 市民協働課
(☎23-6831 ☎23-7744)
✉ shiminkyodo@city.seki.lg.jp

新・せき行財政改革アクションプラン(案)

社会情勢の変化に対応した持続可能な行財政運営の実現に向け策定する「新・せき行財政改革アクションプラン(案)」の計画(平成30年度から3年間)に対する意見を募集します。

- 募集期間 2月9日(金)～3月12日(月)
- 照会・提出先 秘書広報課
(☎23-7710 ☎23-7744)
✉ hishokoho@city.seki.lg.jp

◆公表場所

市ホームページ、各担当課、企画政策課、各地域事務所、西部支所、市立図書館

◆意見を提出できる人

市内に在住、在勤、在学の方または市内に事務所、事業所をお持ちの方(団体を含む)

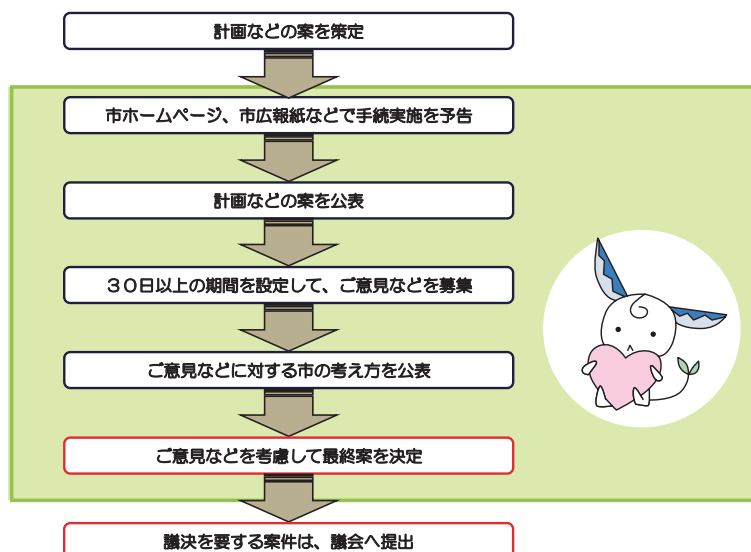
◆意見の提出方法

住所、氏名、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。
①持参、②郵送、③ファクス、④電子メール

※所定の様式は公表場所または市ホームページから入手できます。同様の内容が記載してあれば任意の様式でも可能です。口頭や電話での意見はご遠慮ください。

※提出された意見とそれに対する市の考え方を、意見募集期間終了後に公表します。(意見提出者の住所・氏名は公表しません。)

パブリックコメントの流れ



市議会だより

市議会第4回定例会

平成29年市議会第4回定例会を、12月1日から22日までの22日間、開催しました。この定例会では、条例関係11件、一般議案22件、補正予算15件、請願1件の、合わせて49件を審議しました。審議日程は次のとおりでした。

▼12月1日の本会議1日目は、会期を22日間と決めた後、議案の説明が行われました。

▼12日の本会議2日目は、議案に対する質疑を行い、関市印鑑条例の一部改正や、この日に追加上程された損害賠償請求に係る和解についての議案などを審議し、28件を可決・承認しました。また、関鍛冶伝承館条例の一部改正、平成29年度関市一般会計補正予算(第6号)、国民健康保険税の負担軽減を求める請願書など13件をそれぞれ所管の各常任委員会に付託しました。

その後、代表質問と一般質問を行い、

通告者11人のうち4人が、当局の姿勢や方針について質問を行いました。

▼13日の本会議3日目は、5人が一般質問を行いました。

▼14日の本会議4日目は、2人が一般質問を行いました。

▼15日・19日は各常任委員会で付託案件の審査を行いました。

▼22日の本会議5日目は、各常任委員長から付託案件の委員会審査結果の報告が行われ、討論、採決を行いました。各委員会に付託された案件のうち、請願1件については不採択とし、その他の議案12件についてはいずれも可決しました。また、この日に追加上程された条例関係3件および補正予算5件の議案を審議し、いずれも可決しました。

今定例会に付議された案件をすべて議了し閉会しました。

代表質問・一般質問

ふるさと納税

質問 経済効果は

【答弁】

関市の返礼品は7月に大幅にリニューアルをし、包丁約140品など、刃物製品を中心に約400品に大きく増やしました。今年度、返礼品の申込みが一番多いのは包丁で約4割を占め、市内事業所20社以上の商品に申込みをいただいています。また、爪切りやハサミ、ナイフ、キッチンツールなどを合わせると刃物製品で約6割となります。このほかに、市内のうなぎ店での食券や、市内ゴルフ場の割引券、飲料水の「高賀の森水」、関市産のお米、ゆず商品など市の特産品にも多く申込みをいただき、市の経済効果に大きくつながっていると考えています。

今年度のふるさと納税の状況は好調ですが、今後もふるさと納税制度が継続されるかなど、不透明なところもあるため、市内事業所の方には、返礼品の経済効果だけにとどまらず、積極的な市場開拓や、販路拡大などにも期待しています。

福祉総合相談室

質問 来年度から設置される予定の福祉総合相談室の体制は

【答弁】

平成30年4月から「福祉部」が「健康福祉部」と改正され、現在の福祉政策課、高齢福祉課、子ども家庭課に、新たに市民健康課を加えた4課の体制で、市民の健康および福祉施策を担っていきます。

さらに、福祉政策課内には「福祉総合相談室」の設置を予定しており、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、単独の相談機関では十分対応できない課題の解決を図る観点から、多機関にわたるケースのコーディネートなど、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けた業務の実施を考えています。また、近年では福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とするケースも増えているため、横断的な連携を図る統括的な業務や、さらには地域共生社会への推進に向けた地域づくりや人材育成などを担っていきます。

現時点では、このような包括的な支援に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの専門職員の配置が望ましいと考えています。

国民健康保険税

質問 滞納の状況、短期保険証の発行状況は

答弁 本市の滞納世帯件数は、平成29年11月末日現在、2,002世帯で、昨年と比べ300世帯ほど減少しています。滞納額は、平成28年度以前の過年度分(平成29年11月末日時点)で、4億5,952万8,875円で、昨年の同月と比べ6,000万円ほど減少しています。

短期保険証(原則1年以上滞納があり、分割納付中の方に発行している有効期限の短い保険証)の発行件数は、364件で前年と比べ59件減少しています。有効期限別では、6カ月間有効の保険証は69世帯、1カ月間有効の保険証は295世帯です。

短期保険証の有効期限の設定については、滞納者の方と納税相談を実施したうえで、分割納付の状況により区別しています。基本的には有効期限1カ月間の短期保険証を交付しており、そのうち、1年以内に完納が見込まれる方については有効期限6カ月間の短期保険証を発行しています。

なお、仕事などの都合により昼間に来ることができない方のため、夜間納税相談日を設定していますが、夜間納税相談

日も来ることができない場合は、別の日に対応できるようにしています。短期保険証の発行については、滞納の状況などを把握しながら相談に応じていきたいと考えています。

いじめ問題

質問 現状と解決への取組は

答弁 いじめの捉え方を再度確認し、僅かないじめや、いじめの兆候もいじめと捉えるようになったことにより、小学校におけるいじめの件数は、市内および全国でも増加傾向にあります。

国の法律・方針を受けて、市のすべての小中学校でいじめ防止対策委員会を設置し対応していますが、今年度から学校運営協議会(コミュニティ・スクール)においても情報の交流や対応について検討を行い、事案によっては、警察・弁護士などの専門機関や専門家と相談し、連携して対応するようにしています。

いじめの撲滅には、何より早期発見・早期対応が大切です。今後、アンケートの実施やスクールカウンセラー、マイサポーター制度など、相談体制を一層充実させるとともに、地域社会の関係者・関係機関と連携して対応を図っていきます。

特別支援教育アシスタント

質問 配置は十分確保されているか

答弁 特別支援教育アシスタントを配置する目的は、児童生徒が安全に学校生活を送ることができるようです。特別支援学級への入級を希望したが、通う学校に設置されていないため入級できない児童生徒、発達障がいなどの理由で支援が必要であると学校が判断した児童生徒、また、安全上の配慮を必要とする児童生徒を支援の対象とし、アシスタント配置の基準としています。今年度は、小学校に59人、中学校に6人のアシスタントを配置しています。主に、生活支援のために配置しているため、小学校の低学年に多く配置し、中学校では、食物アレルギーを持つなど、安全上の配慮が必要な児童生徒を対象として配置しています。

このアシスタントの配置の要望は年々増加しており、今後、拡充を検討していかなければならないと認識しています。また、アシスタントの力量の向上にむけ、市内2校の特別支援学校と連携しながら、研修の充実により特別支援教育の水準を高めていきたいと考えています。

新年度予算

質問 予算編成方針と重点施策は

答弁 本格的な人口減少社会の到来により、市税の減収や社会保障費の増加、公共施設の更新など多くの課題に市は直面していることから、市民と行政が協働して課題を解決していくことが重要だと考えています。

来年度は市の最上位計画となる第5次総合計画がスタートします。この計画が掲げる将来都市像「産業を鍛え、学びを伸ばし、文化を磨き、未来を切り拓く協働のまち」を着実に実現できるように課題に取り組み、新年度予算を編成していきます。特に、「子育て支援を充実させ、まちの未来をつくる人口増加に向けた取組」、「まちの魅力を発信し、移住定住を促進する取組」、「地域内消費を増加させ、地域経済の好循環を促進する取組」、「高齢者が生涯現役で活躍し、すべての市民が安心して暮らせる取組」、「郷土の誇りを醸成する教育を充実し、未来の創り手となる子どもたちを育成する取組」の5つに重点を置き、積極的に取り組んでいきます。

市街地中心部再生整備

質問 遊歩道整備は

【答弁】 市街地中心部は、関川、吉田川、ほたる川で囲まれたトライアングル内にあり、さらにその内側には、歴史的建築物の春日神社、関善光寺、吉田観音がトライアングルを形成しています。これらの歴史的資源を活用するとともに、今後整備が進む刃物ミュージアム回廊を拠点として、本市ならではの歴史、景観、味覚を楽しむことのできる店舗、社寺、桜の名所などを巡ることができる3川沿いの遊歩道整備は、観光の面でも、市民生活の面でも、賑わいの創出、地域活性化に大変有効と考えています。今後、具体的な整備内容を詰めながら、次期都市再生整備計画において事業化が図れるよう検討していきたいと考えています。

ヘルプマーク・ヘルプカード

質問 普及啓発は

【答弁】 ヘルプマークおよびヘルプカードは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい障がいのある方が、周囲に助けを求めることを知らせて理解や手助けを受けやすくするため

のものです。まだまだ十分に認知されているとはいえない状況ですが、ヘルプマークの「赤地に白の十字とハートマーク」は、案内用図記号を規定する規格（JIS）にも追加されたことから、今後の認知度向上が見込まれます。障がいのある方や支援を必要とする方がコミュニケーションを円滑に行う手段の一つであるとともに、弱い立場の人への支援を広げる効果的な取組であるので、ひとりでも多くの方に認識してもらえるように、広報せきやホームページへの掲載や、講演会・研修会の場を活用するなど、普及啓発に努めていきたいと考えています。

健診事業

質問 受診率向上のための施策は

【答弁】 乳幼児健診については4カ月児、1歳6カ月児および3歳児健診があり、保健師や助産師が新生児訪問を行った際に4カ月児健診の説明をし、受診券を手渡ししています。また、妊婦健診については、母子手帳の交付の際に受診券の綴りを同時に交付し、受診を勧奨しています。一般健康診査やがん検診については、「せき・しあわせヘルスマイレージ」のポイント対象としています。また、休

日の健診や女性限定の健診日の設定、胃内視鏡検査の導入など、受診しやすい健診体制の整備や、広報、ホームページ、各種団体へのPR、市内医療機関へのポスター掲示などによる周知を行い、受診率の向上に努めています。

留守家庭児童教室

質問 時間延長は

【答弁】 留守家庭児童教室は通常、授業終了後から午後6時30分まで開室していますが、来年度からスタートする第5次総合計画の策定にあたり実施した、VOC Eキャラバンなどにおいて市民の皆さんから、「仕事が終わった後、午後6時30分までに子どもを迎えに行くことは厳しく、時間延長をして欲しい」との要望が多くありました。また、教室を午後6時30分まで利用する保護者を対象にアンケートを実施したところ、回答者の約半数から午後7時以降の終了時間の希望がありました。そこで、市では、保護者の就業時間に合わせた対応として、来年度より全教室で開室を30分延長し、午後7時までとするともに、延長に伴う使用料の見直しを行う方向で検討を進めています。

関市学校給食センターの整備

質問 新センター整備のねらいや特徴は

【答弁】 施設の老朽化が進む中、新センターについては、最も効率のかつ効果的な方法で、学校給食衛生管理基準に適合した施設・設備の整備を図ることを目的としており、より一層安全・安心でおいしく栄養バランスのとれた学校給食を子どもたちに提供していきたいと考えています。

新センターの特徴としては、日本の伝統的な食文化である和食を中心とした学校給食を提供するとともに、食育の推進を通じて子どもたちの健全な成長に寄与し、市民にも開かれたセンターを目指していきたいと考えています。

施設内には、他の調理エリアから完全に独立した専用のアレルギー食対応室を設置し、できる限り多くのアレルギーを除いた除去食の提供を図っていきたいと考えています。ただし、除去食については、子どもたちの命にもかかわる重要な問題であることから、何よりも安全性を第一に、慎重かつ適切に対応していきたいと考えています。

また、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま子どもたちに提供できる

ように、保温・保冷能力の高い食缶なども新たに導入していきたいと考えています。

関市議会 Q & A

Q. ○○議員の代表質問・一般質問がいつ行われるか知りたい。

A. 議員が行う代表質問・一般質問は、原則として定例会1日目の翌日正午までに、質問の要旨が議長へ提出されます。代表質問は多数会派から順番に行うことが決められていますが、一般質問は同日に「くじ」で順番を決めますので、この日の夕方には代表質問・一般質問のおもな内容と日にち、順番を発表しています。おもな内容などは、議会事務局の窓口や市議会ホームページで見ることができますのでご利用ください。なお、各議員の代表質問・一般質問の開始時間は詳細には決まっていますが、おおむね1人1時間ごとで行われています。

◆関市議会を傍聴しませんか

議会はどなたでも傍聴できます。

また、本会議開会時間のみ、市議会ホームページにおいて市議会ライブ中継を放送していますので、こちらもぜひご覧ください。また、議員の質問については、録画配信を行っています。

■照会先 議会事務局（☎23—9068）

審議の結果

議案名		審議結果
関市印鑑条例の一部改正	可決	
関市役所支所条例の一部改正	可決	
関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	可決	
関市介護予防拠点施設条例の廃止	可決	
関鍛冶伝承館条例の一部改正	可決	
関市地区公民センターの管理に関する条例の一部改正	可決	
関市都市公園条例の一部改正	可決	
関市総合体育館条例の一部改正	可決	
関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正	可決	
関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正	可決	
関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市板取川温泉センター）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市板取林業者研修宿泊施設）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市板取あじさい植物園）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（中濃公設地方卸売市場）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市板取川温泉ハーデェハウス及び関市板取木工クラフト館）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市上之保温泉ほほえみの湯及び上之保温泉RVパーク）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市板取コテージ湯屋）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市板取四季の森）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市TACランド板取）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市武儀八滝ウッドランド）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市ネイチャーランドかみのほ）	可決	

議案名		審議結果
公の施設の指定管理者の指定（関市富野ふれあいセンター）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市上之保生涯学習センター）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市中央公民館、関市総合体育館（アリーナ等を除く。）及び関市総合福祉会館）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市総合体育館（アリーナ等に限る。））	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市立篠田桃紅美術空間）	可決	
公の施設の指定管理者の指定（関市文化会館）	可決	
工事請負契約の変更について（西本郷一ツ山線道路整備その2工事）	可決	
工事請負契約の変更について（中池陸上競技場管理棟新築（建築）工事）	可決	
財産の取得について（関市文化会館大ホールグランドピアノ等）	可決	
財産の無償譲渡について（関市介護予防拠点施設上之保つどいの家）	可決	
損害賠償請求に係る和解	可決	
平成29年度補正予算 専決処分の承認 〓2件〓	承認	
【一般会計（第5号）／下水道特別会計（第3号）】		
平成29年度関市一般会計補正予算（第6号）	可決	
平成29年度関市一般会計補正予算（第7号）	可決	
平成29年度関市特別会計補正予算 〓9件〓【国民健康保険（第3号）／下水道（第4号）／食肉センター事業（第1号）／農業集落排水事業（第2号）／公設地方卸売市場事業（第1号）／介護保険事業（第2号）／国民健康保険（第4号）／下水道（第5号）／農業集落排水事業（第3号）】	可決	
平成29年度関市水道事業会計補正予算（第1号）	可決	
平成29年度関市水道事業会計補正予算（第2号）	可決	
国民健康保険税の負担軽減を求める請願書	不採択	

★ 今年の抱負は「人・本・旅」★

新年号ではイギリスでのラグビーキャンプ地視察を紹介したので、少し遅ればせではありますが、私自身の今年の抱負を述べます。

昨年、ライフネット生命創業者の出口治明さんの著書を何冊か読みました。読書量以上にその質に圧倒される思いでした。その出口治明さんは、賢くなるためには、豊かに生きるためには、新しいアイデアを生むためには「人・本・旅」が必要だ、と提言されています。

今年の抱負は、たくさんの人に会い、たくさんの本を読み、たくさんの旅に出る（＝現場に出る）。



「本」…子どもたちへの読み聞かせ



「人」…若い世代との意見交換会

「人」・・・市長として市民の皆さんに多くお会いすることはもちろん、新たな出会いも自ら求めていきます。

「本」・・・昨年は 300 冊以上読みましたが、これでは量として多すぎるので、今年は質の良い本に絞って読みます。

「旅」・・・市内の現地現場を自ら確認することを徹底すると同時に、海外も含めて各地にできる限り足を運びます。



「旅」…スペイントレドの刃物工房にて



10年後に、まさに関市を担うことになる中学生の皆さんに、「これからの関市をこんなまちにしたい」をテーマに作文を募集しました。応募者208人の中から、今回は下有知中学校3年生の吉田 育美（よしだいくみ）さんの作文を紹介します。

自然豊かな関市

照会先 企画政策課（☎ 23-7014）

私は、これからも関市の豊かな自然を残していってほしいです。

生活のためには、大きなショッピングセンターなどがあった方が便利かもしれません。しかし、あまり便利ではなくても、関市には緑がたくさんあり、きれいな川があり、空気はおいしいです。そんな関市が私はとても好きなので、ずっとこの姿が続いてほしいと思います。

また、自然が豊かであるからこそ、水道からおいしい水が飲め、天然のあゆやうなぎなども食べることが出来ます。自然を守ることは、子どもからお年よりまでのあらゆる人の健康にもいいと思います。

自然をなくすことは簡単でも、なくなった自然を取り戻すことは難しいと思います。だから私は、自然を汚さないようにして、関市の自然をもっと豊かにして、これから先も残していきたいと思います。

VOICEキャラバン第2弾がスタートします！

関市第5次総合計画基本計画について、市職員がご説明する「VOICEキャラバン」を行います。関市のこれからの10年について、説明を聞いてみたい！意見がある！という団体やグループのみなさまは、ぜひ企画政策課へご連絡ください。（キャラバンは3月以降を予定しています）



12月24日～1月16日にあった
市内の話題を中心にをご紹介します。

あんなこと、 こんなこと

関市イメージキャラクター
「関＊はもみん」



古式日本刀鍛錬打ち初め式

1月2日、一年の無事、盛業を祈り、烏帽子や直垂に身を包んだ刀匠が、奉納の鍛錬を行いました。今年は、刀匠ゆかりの春日神社境内に設置された鍛錬場にて火入れ式を行い、公開する特別な鍛錬となりました。この特別な鍛錬を楽しみに集まった観客で、会場は大いに盛り上がりしました。



文部科学大臣賞受賞!!

板取川中2年の生徒で構成される「板取川 challengers」が、12月26日に開催された「全国小・中学校リズムダンスコンクール」で文部科学大臣賞を受賞しました。生徒たちは、1月10日、市役所で市長への報告とともにダンスを披露しました。生徒たちの表現力に観客は感動し、拍手を贈りました。



笑顔あふれる未来へ向かって

1月7日、市内各地域で成人式が行われました。関地域では、新成人を代表して、緑ヶ丘中学校出身の藤井祥さんが、「自分を支えてくださった人たちに感謝し、故郷である関市に貢献できる人間になりたいと思います。」と力強く述べられました。どの会場も笑顔あふれる一日となりました。



匠の技に興味津々

子どもたちに「食」に関心を持ってもらうため、1月16日に和菓子職人の古田敦資さんが、富野小5,6年の児童を対象に食育講話をされました。児童らは、和菓子を通して伝統を継承することの大切さについて聞いた後、和菓子を作る古田さんを見て、その技術のすばらしさに感動していました。



韓国料理を習いました!

1月14日にわかさ・プラザで、市国際交流協会主催の「世界の料理交流会・韓国料理」が開催されました。講師に金福順さんをお招きし、韓国の宮廷料理である「クジョルパン」などを教えていただき、試食しました。「簡単でおいしかったので家庭でも作ってみます。」との感想が聞かれました。

